

令和6（2024）年度業種別交流会・合同企業説明会開催事業業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県が発注する業種別交流会・合同企業説明会開催事業を受託する者（以下「受託者」という）の業務について、必要な事項を定めたものである。

1 目的

本県においては、県内外の若者等がとちぎで優れた技術・技能を身につけ、自らが望む仕事に就き、活躍できるよう、専門学校等人材育成機関への進学から就職までを一貫して支援する「とちぎ職業人材カレッジ」の事業を実施している。

本事業では、「とちぎ職業人材カレッジ」の機能の一つである就職支援の一環として、業種別の交流会及び合同企業説明会等を開催し、専門性の高い企業情報を提供することで、専門学校生等の県内企業への就職を促進するとともに、ミスマッチを防ぎ、職場への定着を図ることを目的とする。

2 委託期間

契約締結日から令和7（2025）年3月31日（月）まで

3 委託業務の内容

(1) 業種別交流会の開催

ア 内容

県内専門学校等を対象として、企業情報や採用情報、業務に必要な専門技術等についての県内企業との交流会を実施し、企業の魅力・実力等をPRするとともに、両者の関係構築を促進する。

イ 実施時期・回数

業種別に年2回実施することとする。

ウ 業種の選定

専門学校生等の就職先となる可能性が高い業種を、各回3業種程度選定すること。

なお、選定に際しては、栃木県及び受託者間で協議を行うこととする。

エ 会場

栃木県内とし、企業及び専門学校等を含めて100名程度が収容できる場所を設定すること。

また、必要に応じてウェブ等を活用することも可能とする。

オ 対象者

県内専門学校等の就職指導担当者や技術指導担当者を対象とし、各回20校程度とする。

カ 参加企業

県内に本社があること、もしくは県内に事業所があることを要件とし、各回30社程度とする。

(2) 業種別合同企業説明会等の開催

ア 内容

専門学校生等と県内企業とのマッチングの場となる業種別の合同企業説明会を実施し、専門性の高い企業情報を提供することで、県内企業への就職を促進するとともに、専門学校生と企業の双方に対して、早期離職防止等をテーマとしたセミナーを開催し、就職後の職場定着促進を図る。

(ア) 合同企業説明会

専門学校生等を対象として、県内企業が採用情報、インターンシップ情報、業務に必要な専門技術や必要資格等について説明する機会を提供する。

(イ) セミナー

早期離職防止等をテーマとした下記セミナーを開催する。

① 専門学校生等向けセミナー

早期離職のリスク認識促進、就職活動のポイント 等

② 企業向けセミナー

早期離職防止のための取組（メンター制度など）、事例紹介 等

イ 実施時期・回数

ア(ア)及び(イ)を同日開催とし、業種別に年2回実施することとする。

ウ 業種の選定

専門学校生等の就職先となる可能性が高い業種を、各回3業種程度選定すること。

なお、選定に際しては、栃木県及び受託者間で協議を行うこととする。

エ 会場

栃木県内とし、ア(ア)及び(イ)を別室で開催でき、学生及び企業等を含めて200名程度が収容できる場所を設定すること。なお、必要に応じてウェブ等を活用することも可能とする。

オ 対象者

県内外専門学校生等を対象とし、各回100名程度とする。

カ 参加企業

県内に本社があること、もしくは県内に事業所があることを要件とし、各回40社程度とする。

なお、合同企業説明会参加企業以外の企業もセミナーへの参加は可能とする。

(3) 実施に伴う業務

ア 広報に関すること

専門学校生等及び企業が多く参加できるよう周知・広報を行う。広報物を作成する場合は、その内容及び部数等を栃木県と協議することとし、関係機関等に郵送又は持参により配布することとする。

なお、作成後の著作権は、栃木県に帰属するものとし、電子データを県に提出することとする。

イ 参加企業の募集・選定・決定等の方法

参加企業の募集・選定・決定等の方法については、栃木県及び受託者間で協議を行うこととする。

ウ 会場の設営

(ア) 企業エリア

専門学校生等に対して企業のPRを実施するためのブースを設置する。

(イ) 相談コーナー

就労支援を担う関係機関が、就業相談等に応じるブースを設置する。

(ウ) 資料コーナー

栃木県等が主催する各種雇用対策関連イベントのチラシを配架できる資料コーナーを設置する。

なお、必要に応じて栃木県及び受託者間で協議の上、上記コーナー以外の設置を行う場合がある。

エ 資料の作成

参加する企業及び専門学校生等に対し、(1)及び(2)に関する配布資料を作成し配布すること。

オ (1)及び(2)の運営

当日の参加者受付及び運営を行うこと。

カ 参加企業及び専門学校生等に対するアンケートの実施、集計

アンケートを実施し、集計結果を栃木県に報告することとする。なお、アンケート項目については、栃木県及び受託者間で協議を行うこととする。

キ その他県が必要と認める事項

4 委託料の支払い等

- (1) 委託料の支払いは、事業完了検査後の精算払いとする。
- (2) 委託契約の対象経費は、事業計画書記載の経費とし、その他必要となる経費が発生した場合には栃木県と協議する。
- (3) 当該委託費の支払期日をはじめ、委託費の請求、事業終了後の精算に必要な手続き等については、当該業務委託に係る契約書において別途定める。

5 事業運営状況に係る栃木県への提出書類

- (1) アンケート結果を含む実績報告書の提出（3(1)及び(2)の実施後）
- (2) その他栃木県が必要と認める書類の提出

6 完了報告書の提出

受託者は、委託業務を完了したときは、完了した日から起算して20日以内または令和7（2025）年4月10日（木）のいずれか早い日までに栃木県に対して業務完了報告書を提出するものとする。

7 秘密の保持

受託者は、参加者の個人情報については、細心の注意をもって取り扱い、第三者に漏らしてはならない。

8 その他

- (1) 受託者は、個人情報保護法、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守する。
- (2) 事業の成果は委託元の栃木県に帰属する。また、本事業の実施に当たって、第三者が権利を有する著作物又は知的所有権等を利用する場合は、受託者の責任において、その権利の使用に必要な費用負担や使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うこととする。
- (3) 事業実施に当たっては本仕様書の範囲内において栃木県と受託者が協議を重ねながら実施する。
- (4) この仕様書に定めのない事項であっても、県が必要と認め指示する簡易な事項については、契約金額の範囲内で実施するものとする。
- (5) 受託者は、書面により栃木県の承認を得たときを除き、委託業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならないものとする。
- (6) 受託者は、委託業務を実施するに当たって発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）に伴い生じた経費を負担するものとする。
- (7) 本事業は国の「デジタル田園都市国家構想交付金」を活用した事業であるため、次のことについて留意する。

ア 機器・器具等の調達に要する経費

必要となる機械・器具等（消耗品を除く）については、リースやレンタルで対応することとする。

イ 関係書類の整備

本事業は、会計検査院による実地検査の対象となるため、関係書類は事業終了日の属する年度の

終了後5年間保存すること。また、会計検査院による実地検査が行われる際は、県の求めに応じ、関係書類の提出等を行うこととする。

- (8) 災害や感染症等の発生状況により、「3 委託内容」の実施が困難になった場合、実施方法について県と協議し、記載した業務内容と同等の対応ができるようにすること。